

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第40号



## 特殊詐欺の被害にあわないために！

### 特殊詐欺の手口とは

このような特殊詐欺の被害にあわないためのポイントとしては、

### 被害防止のポイント

スマホでアダルトサイトの広告を間違つて触つてしまったら、「会員登録完了」「登録料金20万円をお支払いください」と表示された。「誤操作の場合は至急ご連絡ください」とも書かれていたが、連絡した方がよいだろうか。

### 被 告 防 止 の ポイント

- 「キャッシュカードを預かりますので渡してください」

- 「手続きに必要なので暗証番号を教えてください」

- 「還付金がありますので今日中に手続きをしてください」

- 「手手続きに必要なので暗証番号を教えてください」

- 「あなたの個人情報が流失しています」

- 「会社の金を使い込んでしまい、穴埋めが必要」

- 「利用料金の支払い確認がとれています」

- 「あなたが個人情報を流出させたからお金を返す」

など、さまざまな手口がありますが、自分はだまされないと思っていませんか？

特殊詐欺は、「手口を知っているつもり」が一番危なく、自分が知らないケースのときだまされてしましますので、報道などで常に新しい手口を知ることが大切です。また、被害者に落ち度があるからだまされるのではありません。犯人側は、入念に手口を研究しているのです。



### 相談事例紹介

## ワンクリック請求に注意

### 今月の相談

これはボタンや画像をクリックするだけで会員登録されて高額な登録料金を請求される、「ワンクリック詐欺の手口であるため、無視をして絶対に連絡しないように助言しました。

なぜワンクリック詐欺は無視をしてよいかというと、契約が成立するためには両者の契約の意思表示と合意が必要ですが、この場合、消費者の契約の意思是示されることなく、突然登録されてしまい、両者の意思表示と合意がないからです。よって契約は成立しておらず、支払う必要はありません。また、申し込む意思がなく誤ってクリックしてしまった場合も錯誤（思っていることと意思表示が異なること）による無効を主張することができ、支払わなくてよいといえます。その他、申し込み前に有料である旨の表示がされていなかつたり、申込内容の確認や訂正、取消ができなかつたりする場合の契約も無効になります。

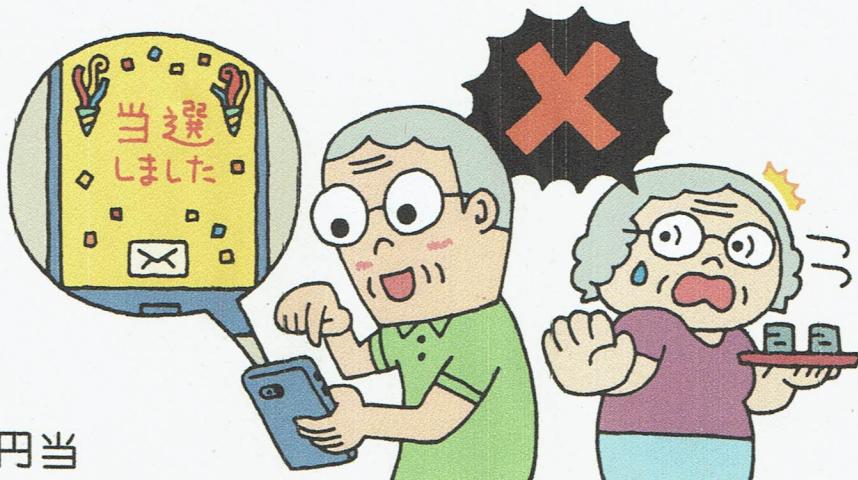
なお、請求画面上で一ロードアドレスやスマートフォンの個体識別番号が表示され、個人情報を把握しているかのように脅されることがありますが、これらの人情報は住所や電話番号に結びつくことはなく、人が特定されることはありません。

ワンクリック詐欺か判断が難しい場合は、消費者生活センターに相談しましょう。

問 幕別町消費生活センター(☎幕55-5800)

地区	相談受付		場所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

## 見守り 新鮮情報



申し込んだ覚え  
はないのに、数億円当  
選したとのメールが  
スマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円が  
かかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料等の名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。(60歳代 男性)

# 「数億円当選した」 はずが5万円の支払いに 迷惑メールは無視

## ひとこと助言



迷惑メールは  
無視

- 「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- 安易に連絡をしてしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を聞き出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。
- 不安を感じたときや困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください  
(消費者ホットライン188)。